〇退職後

•概要

(1) 組合員の退職後

•関係法令等

- (1) 地方公務員等法共済組合法第144条の2 (2) 公立学校共済組合運営規則第11条

·手続			
事項	処理 時期	手続先	手続内容
継	退職の日から	元所属所→	(1) 資格取得の要件 退職の日の前日まで引き続き1年以上の組合員期間を有する者 (2) 任意継続組合員申出書 1部
	すみやかに	福	 ◇ 資格喪失後 (1) 任意継続組合員資格喪失申出(届出)書 1部 添付書類 ① 任意継続組合員証 ② 資格喪失証明書発行願(国民健康保険に加入するとき) ③ 掛金還付請求書(前納掛金を納入済みの期間内に脱退する場合)
国民健康保険	すみやかに	市町村役場	 (1) 加入しなければならない者 ① 就職等をせず他の社会保険に加入しない者 ② 他の親族の被扶養者になれない者 ③ 共済組合の任意継続組合員にならない者又は任意継続組合員の資格を喪失した者 (2) 加入届出 ① 共済組合から離脱したことの証明、資格喪失証明書(福利課発行)に印鑑を持参して市町村の窓口に届け出る ※ 退職と同時に離脱した場合は、学校の証明 (3) 国民年金第3号被保険者該当の配偶者があった場合は、第1号被保険者への変更を市町村窓口に届け出る(該当者) (4) 給付 ① 本人・家族、入院・外来ともすべて3割負担 ② いずれの場合も外来の際、薬剤負担あり (5) 保険料市町村によって異なる
退職互助会	療 か ら	福島県退職 会 場 会	(1) 資格要件 現職中、もしくは退職時に会員資格を取得した者 (2) 給付 ① 満45歳以上で退職した日の翌日から退職者本人又はその配偶者の医療保険各法に基づく 自己負担相当分を終身支給(1か月1,500円の基礎控除あり) ② 弔慰金支給あり ③ 退会金給付あり